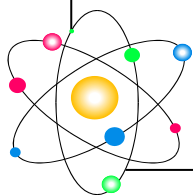




住信 年金情報



# PENSION NEWS

(平成23年10月6日)

年金信託部

東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## 【厚生年金基金・確定給付企業年金】

### 財政運営基準等の見直しに関する パブリックコメントにおける意見及び回答公表・ 追加のパブリックコメント手続き開始

本日、7月14日付の財政運営基準等の見直しに関するパブリックコメントにおける意見及び回答が公表されました。(\*1)

また、これらの意見を踏まえ、再度見直しがなされており、追加のパブリックコメント手続きが開始されました。意見募集期間は、平成23年度以降の国内外の運用環境等の悪化等を踏まえて、企業年金の財政運営基準について緊急に見直す必要があるため、10月6日から10月21日までの約2週間(意見の提出期間は原則として案の公示日から起算して30日以上)とされています。(\*2)

なお、前回のパブリックコメント及び今回のパブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ、11月中に所要の改正を行う予定との情報を得ています。

(\*1) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110161&Mode=2>

(\*2) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110249&Mode=0>



SUMITOMO  
TRUST

住友信託銀行

## ■ 7月14日付のパブリックコメントにおける意見及び回答について

7月14日付のパブリックコメントにおける意見及び回答は以下のような内容となっております。（原案への賛成意見等は省略しています。）

（7月14日付のパブリックコメント内容は、[7月14日配信のPENSION NEWS](#)を参照ください）

1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項	
(1) 財政再計算時期の見直し（厚年基金）	
意見等の内容	回答
基礎率を見直しを行う財政計算について財政再計算と定義することは賛成するが、基金の財政再計算に伴う免除保険料の見直しを行わないことについては反対。	ご意見を踏まえ、現行通り、財政再計算を行った場合には免除保険料の見直しを行うこととします。
(3) 過去勤務債務の償却方法の見直し（DB、厚年基金）	
意見等の内容	回答
過去勤務債務の償却期間の延長、一括償却の導入、弾力償却幅の拡大、定率償却における弾力償却、予算に基づく特例掛金等を導入してほしい。	頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。

他 全23項目

2. 財政の健全化の観点から改正する事項	
(1) 財務諸表の簡素化・透明化（DB、厚年基金）	
意見等の内容	回答
財務諸表における数理的評価等の調整科目を廃止することで、最低責任準備金の期ズレが復活することにより、本来の債務が分かりにくくなるため反対。	財務諸表における資産の数理的評価の調整科目については廃止致しますが、最低責任準備金の期ズレ分については、頂いたご意見を踏まえ、決算後1年9ヶ月間の最低責任準備金の変動をほぼ確実に見込むことができるため、この調整科目は廃止しないことと致します。
最低責任準備金の期ズレ調整の計算方法について、期ズレ調整は平成11年に遡るのではなく、決算日以降の1年9月分のコロガシ利率のみに関する計算とすべき。	ご意見を踏まえ、修正したいと考えています。（本件については、別途パブリックコメントを行います。）
資産側の未償却過去勤務債務残高と負債側の数理債務を一つにまとめ責任準備金とすることは財務状況を分かりにくくするため反対。	原案通りとしますが、ご意見を踏まえ、未償却過去勤務債務残高と数理債務については、貸借対照表の欄外に記載することとさせていただきます。
(3) 非継続基準の見直し（DB、厚年基金）	
意見等の内容	回答
現在の経済状況及び基金の財政状況を考えると、激変緩和措置を設けるとしても、非継続基準の積立基準を100%にしていくことは非常に厳しい措置であり反対。現行の経過措置を延長して頂きたい。	現在の経過措置は、非継続基準導入以来10年以上の間特例的に講じられているものであり、受給権保護の観点からすると不十分な状態が続いています。そのため、今回の改正において、制度改正が与える影響を考慮し激変緩和措置を設

	<p>けつつ、本来の目標水準へ戻していくものであり、原案通りとさせていただきます。</p> <p>ただし、平成24年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては、今後の経済情勢、企業年金を取り巻く環境等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を行い、必要な措置を講じます。（省令等に検討規定を置くこととしており、別途パブリックコメントを行います。）</p>
<p>積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法は拠出額の変動が大きくなるため反対。回復計画自体を廃止せず、使用する予定利率、計画期間を設定し、現実的な計画期間を策定させることで対応すべき。</p>	<p>回復計画の廃止については原案通りとしますが、即時廃止とはせず、回復計画による掛金対応も可能とする5年間の経過措置期間を設けることとします。ただし、廃止までの間の回復計画で使用する予定利率、運用利回りは実現可能なものとするを考えています。（本件については、別途パブリックコメントを行います。）</p>
<p>現行の積立比率に応じて掛金を設定する方法では、追加拠出額の計算の際に翌年度の最低積立基準額の増加見込額を考慮する点について問題があり、特に、厚生年金基金においては、最低責任準備金のコロガシ利回りの変動に追加拠出額が大きく左右されることになるため、この点について是正すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて、翌年度の最低積立基準額の増加見込額の対象から代行部分を外し、併せて、追加拠出額を計算する際に比較する翌年度の掛金から免除保険料分を控除することとします。</p>
<p><b>（４）指定基金の指定要件等の見直し（厚年基金）</b></p>	
<p><b>意見等の内容</b></p>	<p><b>回答</b></p>
<p>健全化計画の前提の見直しについては、現行の経済環境下では、指定される基金にとって極めて困難な水準まで掛金が増加する可能性があるため、平成25年度指定分からの適用としていただきたい。</p>	<p>適用時期については原案通りとします。ただし、健全化計画の提出時期、承認基準については、指定基金の財政健全化に向けた前向きな対応を推進するような見直しを考えています。（本件については、別途パブリックコメントを行います。）</p>

他 全 15 項目

## ■追加のパブリックコメント手続きの内容について

7月14日付のパブリックコメントにおける意見及び回答を受けて実施される、追加のパブリックコメント手続きの内容は以下のとおりです。

### I. 改正の趣旨

平成23年以降の国内外の運用環境等の悪化及び平成23年7月14日付で意見公募した「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」（以下「前回意見公募」という。）に寄せられた意見を踏まえて、厚生年金基金（以下「基金」という。）及び確定給付企業年金（以下「DB」という。）の財政運営基準について、以下のとおり見直しを行う。

### II. 具体的な改正内容

項目	対象制度	概要
(1) 掛金引上げ猶予措置	DB 厚年基金	財政計算の結果、平成24年4月1日以降に掛金の引上げが必要となる基金（指定基金を除く。）、DBに対して、平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。ただし、本来掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。
(2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例	厚年基金	平成25年4月1日までの間に、予定利率の引下げに伴い給付設計の変更を行う旨の規約変更を行う場合には、当該規約変更の計算基準日時点の不足金について、掛金引上げの留保を可能とする。ただし、当該規約変更を行った後は、原則どおり、財政運営基準に基づき財政運営を行うものとする。
(3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し	厚年基金	最低責任準備金調整額の算定方法について、平成11年9月に遡って期ズレ（最低責任準備金の算定に用いる厚生年金の運用利回りについて、適用時期が最大1年9か月遅れること。）が解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除する現行の方法を、直近決算により確定した最低責任準備金とその後1年9か月間適用される厚生年金の運用利回りから期ズレの影響額を計算する以下の方法に見直す。 最低責任準備金調整額 ＝ 当該事業年度末における最低責任準備金 × { (1+前事業年度における厚生年金運用利回り×9/12) × (1+当該事業年度における厚生年金運用利回り) - 1 }
(4) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し	DB 厚年基金	非継続基準抵触に伴い拠出すべき掛金（特例掛金）の額の計算に用いる資産額について、時価の変動を平滑化した数理上資産額を用いることを可能としていたが、時価ベースの純資産額のみを用いることとする。
(5) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し	DB 厚年基金	前回意見公募で提案した回復計画の廃止については、即時廃止とはせず、平成28年度の財政検証まで掛金対応を可能とする5年間の経過措置期間を設けることとするが、回復計画に実効性を持たせるため、計画の作成に用いる前提の一部を見直す。

			<p>具体的には、基金における最低責任準備金の予測に用いる利率については厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（実績が判明している場合は、その利率）を下回らないものとし、年金資産の予測に用いる利率は基金及びDBの運用実績の過去5事業年度平均又は回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率のうちいずれか大きい率とする。また、加入員（者）数は、過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこととする。</p>
(6)	非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討	DB 厚年基金	<p>平成24年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては、今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとし、その旨の規定を置く。</p>
(7)	指定基金健全化計画承認基準の見直し	厚年基金	<p>指定基金健全化計画承認基準については、前回意見公募に係る見直しに加えて、以下のとおり、目標達成のための具体的措置を計画の内容とするよう承認基準を明確化するとともに、添付書類等の簡素化を図り、提出時期を弾力化する。</p> <p>併せて、平成22年度以前に指定された既指定基金についても、見直し後の基準に基づき、計画の変更を求めることとする（提出期限は平成24年2月末とするが、提出困難な場合は、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、平成24年9月末までに提出すればよいこととする）。</p> <p>① 目標達成のために必要な具体的措置については、給付設計に関する事項、適用に関する事項、負担に関する事項、業務に関する事項及びその他の事項ごとに改善措置の内容及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とする。なお、上記改善措置の内容及び実施時期については、基金及び設立母体の実情や具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、その見込みについて記載することも可能とする。</p> <p>② 指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、指定年度の翌年度の9月末日までに提出すればよいこととする。</p> <p>③ ①の具体的措置の実施が見込まれ、具体的な措置に基づく財政の見通しにおいて基金の財政の健全化が見込まれる場合に、健全化計画の承認を行うこととする。</p> <p>④ 厚生労働大臣が健全化計画の変更を求める場合の提出期限について、変更を求めた日の翌日から起算して3か月後の日が属する月の月末から、変更を求める際に期限を定めることに見直す。</p> <p>⑤ 健全化計画実施年次報告書（別添様式5）については、指定年度に係るものから提出することとする。</p> <p>⑥ 健全化計画の様式（別添様式2）中において以下の事項を削除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政に関する事項</li> <li>2. 業務に関する事項</li> <li>3. 歴代代議員・理事等名簿</li> <li>4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見直し</li> </ol>

・ 施行期日及び適用対象

(1)、(2)、(6)、(7) . . . 公布日

(3)、(4)、(5) . . . 平成 24 年度決算・財政検証から

以上